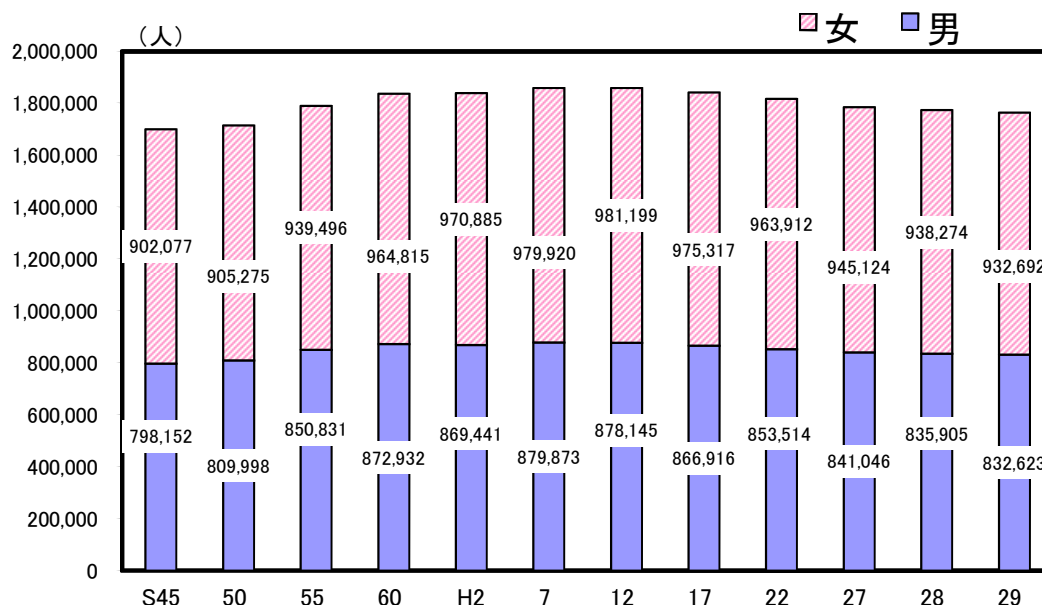


熊本県の男女別人口の推移



解 説

【概要】

平成29年の県内の調査人口は1,765,315人で、平成28年に比べ男性が3,282人減、女性が5,582人減で、合計では8,864人の減少となった。

男女別の割合は男性47.2%、女性52.8%となっており、女性の割合が大きい。また、この構成比の推移は、S45年以降、大きな変化はみられない。

(グラフはS45～H27は国勢調査人口、H28～H29は推計人口を示す)

○人口

国勢調査という人口は、調査時に調査の地域に常住している人の数をいい、5年ごとに公表される。推計人口は5年に1回の国勢調査人口を基準に、年々の異動人口を推計し、毎年公表される。

○人口密度

推計人口÷面積

注) 人口密度の算出に用いた面積は、全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)総面積値。

※都道府県にまたがる境界未定地域がある都道府県面積は、参考値を使用。

○常住している人

当該住居に3か月以上に渡って住んでいるか又は住むことになっている人。3か月以上に渡って住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時現在居た場所に「常住している人」と見なす。ただし、次の者についてはそれぞれ次に述べる場所に「常住している者」と見なす。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している人で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している人は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している人はその病院又は療養所、それ以外の人は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く)に乗り組んでいる人で陸上に生活の本拠を有する人はその住所、陸上に生活の本拠の無い人はその船舶
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている人のうち、死刑の確定した人及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
「人口推計年報」総務省統計局	平成29年10月1日	毎年